

令和8年度 第1回船橋市児童福祉審議会施設部会 会議録

開催日時

令和8年8月4日（火） 11時20分～12時00分

開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

出席者

（委員）

上村委員（部会長）、佐藤委員（部会長職務代理者）、岩瀬委員、大塚委員、大野委員、尾木委員、小出委員、佐瀬委員、佐原委員、中川委員、中原委員、松崎委員、松本委員、鰐部委員

（市職員）

狩野こども政策課長、志村指導監査課長、渡邊保育入園課長、三輪保育運営課長、その他関係各課職員

（事務局）

こども政策課 石原こども政策課長補佐、宇都総務企画係長、山本主任主事、成松主事

次第

1. 開会
2. 議題等
 - （1）部会長及び部会長職務代理者の互選について
 - （2）保育所の認可に係る意見聴取について
3. 閉会

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

定員10名 傍聴者なし

議事

1. 開会

○事務局（こども政策課長補佐）

これより令和8年度第1回船橋市児童福祉審議会施設部会を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課課長補佐の石原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

初めに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつきますので、お名前を言っていてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ご発言される際を除きマイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの手挙げ機能でお知らせください。指名を受けましたら、マイク機能をオンにしてご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

2. 議題等

○事務局（こども政策課長補佐）

本日の会議につきまして、船橋市児童福祉審議会条例に基づき、部会長が議長を務めることとなりますが、本日が初の会議開催であるため現時点で部会長が不在となることから、部会長が決まるまでの間、こども政策課長が仮議長として会議を進行することとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局（こども政策課長補佐）

ありがとうございます。

それでは、こども政策課長、よろしくお願いいたします。

○仮議長（こども政策課長）

仮議長を務めさせていただきますこども政策課の狩野でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は14名の委員のうち14名の方々にオンラインを含めご出席をいただいております。このことから、船橋市児童福祉審議会条例に規定されております過半数の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、会議の公開・傍聴についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は公開としております。傍聴者の定員につきましては10名までとし、市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。

なお、事前に受け付けました結果、本日は傍聴者なしということで事務局から報告を受けております。

(1)部会長及び部会長職務代理者の互選について

○仮議長(こども政策課長)

それでは、1つ目の議題でございます。船橋市児童福祉審議会の部会長につきましては、船橋市児童福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の互選により定めることとされております。

どなたか、自薦、他薦をいただければと思いますがよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○尾木委員

(挙手)

○仮議長(こども政策課長)

はい、お願いします。

○尾木委員

推薦ですけれども、部会長は上村委員にお願いしたいと思っております。

上村委員はこども家庭福祉の分野を専門としてご研究されており、教育保育や社会的養護など幅広い知見を有しておられます。また、別の附属機関である子ども・子育て会議では会長としてご自身の知見を遺憾なく発揮し、会議を運営してこられた実績もございますので、上村委員に部会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○仮議長(こども政策課長)

ありがとうございます。

ただいま尾木委員より部会長に上村委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○仮議長(こども政策課長)

それでは、上村委員に部会長をお願いいたします。

上村部会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○上村部会長

皆様、こんにちは。ただいまご推薦いただきまして、力不足な点はあるかと思ひます

けれども、部会長を務めさせていただきたいと思います。皆様のご協力があってこの会が成立しますので、ぜひどうぞよろしくお願いいたします。

○仮議長(こども政策課長)

ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきまして、上村部会長にお願いいたします。

○上村部会長

よろしくお願いいたします。

続きまして、部会長職務代理者についてですが、部会長職務代理者は船橋市福祉審議会条例第6条第5項の規定により、部会長が指名をすることとなっております。したがって、私から指名をさせていただきたいと思います。

部会長職務代理者は佐藤委員にお願いしたいと思います。

佐藤委員は、保育学を専門とし、子育てに関する様々な社会的活動をされているなど、児童福祉施策の推進にご尽力されております。また、本審議会の前身である社会福祉審議会児童福祉専門分科会では専門分科会長を務め、児童福祉審議会では委員長も務めていらっしゃることから、ご自身の知見を遺憾なく発揮され、会議を運営してこられた実績もございますので、部会長職務代理者として適任だと思います。

皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上村部会長

ありがとうございます。

それでは、佐藤委員に部会長職務代理者をお願いしたいと思います。

佐藤委員は席のご移動をお願いいたします。

(佐藤委員、部会長職務代理者席に移動)

○上村部会長

それでは佐藤委員、一言ご挨拶を頂戴してもよろしいでしょうか。

○佐藤部会長職務代理者

改めまして、皆さんおはようございます。

ただいま児童福祉審議会施設部会の部会長職務代理者にご推薦いただきました。今回また児童福祉審議会が新たに設置され、施設部会のほうでも、新たな気持ちで務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○上村部会長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 保育所の認可に係る意見聴取について

○上村部会長

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の２点目、「保育所の認可に係る意見聴取について」です。

指導監査課よりご説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○指導監査課長

指導監査課でございます。

それでは、「保育所の認可に係る意見聴取について」をご説明させていただきます。

なお、本市におきましては今年度４月に組織改正を行い、児童福祉法等に基づく保育所等の認可事務が指導監査課に移管されたため、本件につきましては指導監査課のほうから説明をさせていただきます。

それでは、資料１の２ページをご覧ください。

令和８年度１０月１日に開設を予定する保育所・施設の計画につきまして、名称、所在地、定員、基準園庭の有無等を記載しております。なお、記載のとおり、当該計画は認可外保育施設からの移行となります。

本日はこの１施設の認可について児童福祉法第３５条第６項に定める意見聴取を行うものとなります。

それでは、３ページをご覧ください。こちらは船橋市全域を東西南北、中央と５つの行政ブロックを黒の実線で分けた図となっております。今回意見聴取を行う保育所の設置計画は西部地域に所在するものとなります。

それでは、４ページをご覧ください。保育所(児童福祉施設)の概要です。施設の計画概要につきましては資料に記載のとおりですが、抜粋していくつか具体的な内容につきまして説明をさせていただきます。

施設名称は「新船橋みつぼし保育園」であり、運営法人は野田市に所在する学校法人三星学園となります。

この計画は先ほども申し上げましたとおり、同法人が令和８年４月から運営している認可外保育施設が認可保育所へ移行する計画になります。

３番、認可定員ですけれども、０歳から５歳までの合計３５名の定員となります。

４番、開所時間につきましては、平日は午前７時から午後７時半までの１２時間半、土曜日は午前７時から午後６時までの１１時間となります。

５番、施設の状況につきまして、表の中段にございます屋外遊戯場（園庭）につきましては、２歳児以上１人当たり３．３平方メートル以上という面積基準がありますが、本計画につきましては基準を満たす園庭を敷地内に確保しております。

５ページをご覧ください。

６番、敷地・建物の状況につきましては記載のとおりとなります。

７番、不動産の貸与につきましては、土地建物を賃借して運営する計画となっております。賃貸借契約期間は開所から１０年以上確約されていることを確認しております。

８番、職員の配置予定数ですが、施設長予定者は現在の認可外保育施設の施設長が継

続して務めることを確認しております。また、当該人物は20年以上の保育士経験があり、要件に該当する者であることを確認しております。

保育士の配置予定ですが、定員より算出した認可上必要となる配置数が4人以上であるところを6人配置する予定となっております。こちらにつきましても継続して勤めることを確認しております。

6ページをご覧ください。こちらは11番、施設の運営方針ですけれども、参考として掲載させていただきました。

続きまして、7ページの詳細図のほうをご覧ください。最寄り駅や周辺の保育施設の位置関係を示したものとなります。計画地は東武アーバンパークライン・新船橋駅より約800メートル（徒歩11分）ほどの距離にあります。

指導監査課からの説明は以上となります。

○保育運営課長

最後8ページです。保育運営課より本市の待機児童の状況について説明をいたします。

こちらは令和8年4月1日現在における地区別の待機児童数の一覧となります。表示の数は待機者の第1希望のみの人数で、本市の基準により算定しています。市全体の待機児童数は466人となり、新船橋みつばし保育園が位置する西部地区においては1歳児112人、2歳児27人の待機児童が発生しております。

以上のことから、待機児童が多く発生した地域として施設の必要性があるものと考えております。

説明は以上でございます。

○上村部会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等がございましたら、会場の方は挙手をお願いいたします。オンライン参加の方はカメラに向かって挙手をさせていただくか、手挙げ機能においてお知らせください。

それでは、よろしくお願いします。

○松崎委員

松崎でございます。

いくつか質問をさせていただきたいのですが、これは認可外の保育園というふうにおっしゃっていました。

今現在、入所しているお子様が既にいらっしゃるのだと思います。その子たちが認可の保育園にそのまま移行するのだろうかと思像しているのですけれども、その辺りをお聞かせいただきたいのと、最後に8ページに待機児童数がありましたけれども、待機児童に認可外に入っていた方たちは全員入るのか、どうなんだろうというところをお伺いしたいと思います。

○上村部会長

事務局、回答をよろしくお願いします。

○保育入園課長

保育入園課です。お答えいたします。

まず、今まで認可外保育施設・企業主導型の施設で、そこの在園児でそのまま入所した方がどのくらいいるのかというところで、もともと認可外保育施設でしたので、市のほうで入所の利用調整等はしていません。常時在園児数等を把握している施設ではないのですけれども、今回施設の移行に当たって把握した限りでは、引き続き認可外から認可施設に移行する人が13名いらっしゃるというふうに聞いております。

この方はもともと認可外保育施設にいらっしゃった方なので、市基準の待機児童数の466人の中にはカウント——すみません、そこは確認させてください。

○松崎委員

ありがとうございます。

○上村部会長

それでは、松本委員、お願いします。

○松本委員

ありがとうございます。

一つは松崎委員さんと同じ質問で、これはいつも話題に上がるのですが、今、保育職員の確保が大変だと思うのです。ここも多分認可外で受け入れているお子さんよりも人数が増えるのだと思いますけれども、スタッフの確保状況はどうなっていますでしょうか。

○上村部会長

回答よろしくお願いします。

○指導監査課長

指導監査課でございます。

保育士につきましては配置基準上必要となる保育士4名で、現在常勤保育士6名を確保していることを確認しておりますので、認可をする条件を満たしている保育士が既に確保されているという状況でございます。

○上村部会長

松本委員、いかがでしょうか。

○松本委員

この保育園は5歳児まで預かるんですね。

○指導監査課長

5歳児まで対応しております。

○松本委員

3人で足りるのでしょうか。今6人いらっしゃるということなんですけれども、定員と認可基準上の配置の保育士さんの人数が分からないのですけれども、教えていただけますでしょうか。

○指導監査課長

配置基準上の保育士に必要な数は3人以上、新配置基準においては4人以上ということになりますが、既に配置予定が6人いるということですので、充足されているという状況です。

○松本委員

この保育園は何クラスになるのでしょうか。

○上村部会長

恐らく松本委員がお聞きしていらっしゃることは、法令上の配置基準が0歳児が何人、1歳児が何人というふうなところがはっきり決まっていると思うのですけれども、それに対して現在常勤が6人確保されているということで、法的なところがクリアできるのかというところの確認と、どういうクラス配置にするのかによってどのクラスに何人保育士が常勤でいなければいけないかということがこの表だと分かりにくいということだと思うのです。その辺り、どういうふうに上がってきているのかということをお答えいただければいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○松本委員

ありがとうございます。

○指導監査課主事

指導監査課の関口と申します。代わりまして回答させていただきます。

まず、認可保育所の基準に基づく配置基準につきましては、0歳児が3対1、1、2歳児が6対1という形で年齢別に必要な保育士数というものが定められておりまして、定員から必要な保育士を割り返しまして、最終的に4人という数字となっておりますので、基準上の保育士数というものは確保しております。

ご質問をいただいた各クラス割りがどのようになっているのかということですが、この新船橋みつぼし保育園につきましては、0、1歳児で一つのクラス、2歳児で一つのクラスを予定しております。また、3歳以上の入所予定がないということと、現在の認可外保育施設が0歳から2歳までの預かりを行っているので、3歳以上のクラス担任の予定については具体的な配置予定を聞いていないのですけれども、基本的に保育士数は3歳、4歳、5歳の各歳で保育室を設ける予定となっておりますので、3歳児

以上につきましても入所人数によるところにはなるかと思うのですけれども、1人ずつ保育士を配置するような計画になるかと思われます。

○松本委員

6人を確保はされているんですけれども、今の基準の4人というのは、3、4、5歳がいない想定ということですか。

○指導監査課主事

4人以上というのはあくまでも定員に対してで、年齢別の配置基準の考え方が各年齢ごとに必要な人数を配置基準で割って、小数点が出たところは足し上げとか、切り捨てとかを行って、最終的な人数というものを出す形になるので、必要な配置数4人というのは0歳から5歳までに対する、この35人に対して4人以上必要という回答となります。

○松本委員

承知いたしました。ありがとうございます。

○上村部会長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

○保育入園課長

部会長、保育入園課です。

先ほど、松崎委員のほうからの質問で、継続利用をされる方13人が待機児童に含まれるかどうかというところのお答えなのですが、資料8ページのところに出ています令和8年4月時点の市基準466人の中に13人は除かれている状況です。

待機児童数のカウントをするときに、減算項目の一つに企業主導型の施設があります。4月の入所の待機児童数をカウントした際にはまだこの施設が企業主導型の施設だったというところがありますので、その在園児については待機児童数のカウントから除外する形になっております。466人の中に13人は含まれていないということになります。

○上村部会長

ありがとうございます。

松崎委員、いかがでしょうか。

○松崎委員

ありがとうございます。

もう2つ質問をさせていただきたいのですが、まず学校法人ということなので、ここに「社会福祉施設等の運営実績」と書いてあるのですが、母体は何をやっていらっしゃる

った学校法人なのかということをお伺いしたいです。学校なのか、幼稚園なのか、どういう母体なのかというのが一つ質問と、もう一つ、今のところ、多分入所児童が13名で、ほかに入る子はいないという話だったと思いますけれども、利用定員は何人でスタートするのでしょうか。35名認可定員だと思うのですが、そのまま利用定員も35名というふうに認識していいのでしょうか。

○上村部会長

事務局、回答をお願いします。

○保育運営課長

保育運営課です。

まず利用定員の関係です。この後、午後子ども・子育て会議の中でご説明する予定でおりますけれども、合計は25名を想定してしまして、認可定員では4、5歳が7人、7人のところをそれぞれ2人、2人で設定して、合計25名という予定でご意見をいただきたいと思います。

○保育入園課長

保育入園課です。

在園児の数ですけれども、継続利用された方は13人ですが、利用定員までは受け入れが可能であり、入所の受付をしていますので、7月1日から7月末までの間で4人ほど申込みがあった状況です。8月25日まで受付をしておりますので、もう少し増える可能性もございます。

○指導監査課長

指導監査課でございます。

学校法人のお話ですけれども、もともと野田のほうで幼稚園を運営されていたということになります。

○上村部会長

ありがとうございます。

松崎委員、いかがでしょうか。

○松崎委員

ありがとうございます。

○上村部会長

そのほか、質問、ご意見等はございますでしょうか。

それでは、ご意見なしということで、当該保育所につきまして市長が認可することを適当とする意見としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上村部会長

ありがとうございます。異議なしと認めたいと思います。

本日の議事は以上となります。ありがとうございました。事務局からの連絡事項など
はありますでしょうか。

○事務局（こども政策課長補佐）

ご審議、ありがとうございました。

次回の児童福祉審議会施設部会の開催につきまして、開催日は未定となっております。
開催通知等につきましては後日事務局よりご連絡いたしますので、その際はよろしくお
願いいたします。

また、本日お車でお越しの方がいらっしゃいましたら、駐車料金無料処理のためのス
タンプを押しますので、入り口付近の事務局職員にお申し出ください。

事務局からは以上になります。

3. 閉会

○上村部会長

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

次回以降もどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。